

春分の日 ごみ収集



3月20日(水)の春分の日、「資源化物」を収集します。収集日の地区のかたはお忘れのないようお願いします。

問い合わせ 環境都市推進課 ☎(863)6631



INFORMATION

●市役所からのお知らせ

市税の納付は
口座振替が便利です



3月は市税完納強調月間

納期限を過ぎた市税で納め忘れがあるかたは、3月中の納付をお願いします。

土・日、祝日に納付窓口を開設

市・県民税、固定資産税、軽自動車税の納付や納税相談に応じます。納税課 ☎(866)2058

日時 3月16日(土)・17日(日)・20日(水・祝)、
午前8時30分～午後5時15分

会場 納税課(市役所2階)

1 固定資産税の 課税内容などが ご覧いただけます

固定資産課税台帳の閲覧や、帳簿の縦覧を希望するかたは次のものをお持ちの上、直接会場へお越しください。

①閲覧・縦覧できるかた 納税者、納税者と同居の親族、納税管理人、納税者の代理人(委任状が必要)

②閲覧のみできるかた 土地や家屋の賃借権などの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかたや、固定資産の処分をする権利を有するかた

必要なもの▼納税通知書と運転免許証など本人であることを証明できるもの。法人の場合は、法人名入りの印鑑を押しした申請用紙、または委任状

*②のかたは、賃貸借契約書など権利

を証明できるものも必要です。

閲覧：固定資産課税台帳で課税内容が確認できます。

*台帳の写しを無料で交付します。

閲覧期間▼4月1日(月)から、平日(通年)の午前8時30分～午後5時15分(アルヴェは午前9時～)

会場▼市役所1階の資産税課、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター
*内容の問い合わせは資産税課のみ可。
閲覧できるもの▼**固定資産課税台帳**：所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額など

閲覧範囲▼上記①のかたは納税者本人が所有する固定資産、上記②のかたは当該権利がある土地・家屋(権利がある範囲)

縦覧：自分の土地・家屋の評価額と、ほかの土地・家屋の評価額を比べて評価額が適正か確認できます。

*縦覧帳簿の写しは交付しません。

縦覧期間▼4月1日(月)～5月31日(金)、平日の午前8時30分～午後5時15分
会場▼市役所1階の資産税課

縦覧できるもの▼**土地価格等縦覧帳簿**：所在、地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額など

●問い合わせ

資産税課土地担当 ☎(866)2056
家屋担当 ☎(866)2057
償却資産担当 ☎(866)2836

2 不動産(田)を インターネット公売

国民健康保険税の滞納により差し押さえた不動産(田)を、インターネットの官公庁オークションで公売します。対象物件が農地のため、公売に参加するには秋田市農業委員会が交付する買受資格証明書が必要です。物件は国保年金課ホームページで閲覧できます。

http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/hy/参加申込▼4月11日(木)～25日(木) 入札▼5月7日(火)～14日(火)

●問い合わせ 国保年金課収納推進室 ☎(866)2189

3 児童手当の 手続きはお早めに

児童手当は、中学3年生まで(15歳になった最初の年度末まで)のお子さんを養育しているかたに支給されます。出生や市外からの転入など、新たに支給の対象になるかたは早めに申請してください。なお、独立行政法人職員を除く公務員は、勤務先へ申請を。

■申請日で支給開始月が変わります
事由発生日(出生日、前住所地の転出予定日、施設退所日など)の翌日から**15日以内に申請すると事由発生日の翌月から、15日を越えて申請す**



4月からバスダイヤが改正…4月1日(月)から、路線バスのバスダイヤが改正されます。詳しくは秋田中央交通(株)営業部へ。☎(823)4413

健康食品の 送り付け商法に ご注意！

注文した覚えがないのに、「注文いただいた健康食品を送りま
す」と業者から突然電話がきて、断っても強引に代引きで送り
付けられるトラブルが増えています。業者名と住所、連
絡先を控えて、受け取らずに持ち帰ってもらいましょう。
困ったときは市民相談センターへ。☎(866)2016



緑や花のまちづくりを応援

「緑のまちづくり活動支援基金」を活用し
て、緑と花いっぱいのまちにしませんか。申請は4
月1日(月)から、ハード部門は6月上旬まで、ソフ
ト部門は7月31日(水)まで受け付けます。

みんなで作る身近な緑の拠点活動(ハード部門)

●地域に安全と潤いを提供する緑の拠点づくりコ
ース…ブロック塀を生け垣にしたり、庭を公開
するオープンガーデン造成など。

対象▶個人、2人以上の市民グループなど
助成▶事業費の2分の1以内(上限10万円)

●地域に身近な緑の拠点づくりコース…商店街で
のポケットパーク造成など。

対象▶市民グループ、町内会、商店会、NPOなど
助成▶事業費の2分の1以内(上限500万円)

身近なみどりと花いっぱい活動(ソフト部門)

●花苗、生け垣のための活動支援コース…町内会
の花壇に植える苗の購入や生け垣造成など。

対象▶町内会、2人以上の市民グループ、
サークル(生け垣は個人でも可)
助成▶事業費の2分の1以内(上限2万円)

●花と緑いっぱい活動支援コース…商店街の歩道
にフラワーポットを置く活動など。

対象▶商店会、町内会、市内に事業所がある法人など
助成▶事業費の2分の1以内(上限5万円)

●保存樹の支援コース…「秋田市都市緑化の推進
に関する条例」で指定された、民間所有の保存
樹の維持管理のための活動。

対象▶個人、団体など
助成▶事業費の2分の1以内(上限30万円)

申請手続き

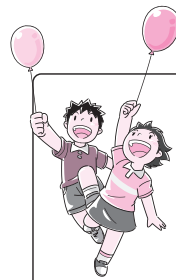
緑のまちづくり活動支援基金事務局(仁井田の秋田
市総合振興公社内)、または市役所3階の公園課に
ある申請書でお申し込みください。申請書は下記の
ホームページからも入手できます。

<http://www.akita-sousin.or.jp/midori/>

基金への寄付をお待ちしています。個人や
企業のみならず、ぜひご協力をお願いします。



問い合わせ 緑のまちづくり活動支援基金事務局☎(829)0221
公園課☎(866)2154



中心市街地の活性化のために自主的に継続 して開催するにぎわい創出イベントに対して、 事業費の一部を助成します。秋田駅周辺から 大町、通町、川反にかけての地域での開催が対 象です。

申請は1団体につき1件。助成の上限は100
万円で、申請団体によるプレゼンテーションの
公開審査会で決定します。審査会は、4月上旬
に中通のにぎわい交流館で開催する予定です。

申請方法は

申請方法

申請書類を企画調整課(市役所2階)でお受け取
りになるか、ホームページから入手してくだ
さい。必要事項をご記入の上、4月1日(月)(必
着)まで、持参か郵送で企画調整課へご提出く
ださい。☎(866)2032

<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/mn/>
〒010-8560 秋田市役所企画調整課

●問い合わせ
子ども総務課☎(866)2072

4 水道メーターの 交換作業にご協力を

上下水道局では、計量法で定める有
効期間が満了になる水道メーターの交
換作業を5月上旬から12月下旬まで無
料で行います。

対象となる世帯に、4月と5月の検
針時にお知らせ票で通知します。身分
証明書を持った秋田市指定工業者が
伺いますので、ご協力をお願いします。
●問い合わせ 上下水道局お客様セン

ター計量係☎(864)7565

5 離職者緊急相談セン ターが閉館します

御所野の秋田テルサ1階にある、離
職したかたの就職・生活の相談窓口
「秋田市離職者緊急相談センター」は
3月29日(金)で閉館します。今後は最寄
りのハローワークをご利用ください。

▼ハローワーク秋田☎(864)4111
▼ハローワークプラザ御所野☎(8
9)8609 ▼ハローワークプラザ
アトリオン☎(836)7820

●問い合わせ

商工労働課☎(866)2114